

日本非核宣言自治体協議会

令和5年度平和事業（出張講座等）への講師派遣事業募集要項

1 目的

日本非核宣言自治体協議会平和事業（出張講座等）への講師派遣（以下、「講師派遣事業」という）は、日本非核宣言自治体協議会（以下、「非核協」という）の会員自治体が主催する、平和啓発のための講座、講演会等に講師を派遣することで、被爆の実相を継承し、より一層の平和啓発を図ることを目的とする。



2 募集期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 派遣対象

非核協会員自治体が主催する、平和啓発を目的とした事業

4 派遣する講師

- (1) 長崎大学核兵器廃絶研究センター及び核兵器廃絶長崎連絡協議会が推薦する、平和教育の実践に取り組む大学生等（以下、「大学生等」という）
- (2) 長崎市家族・交流証言者または広島市被爆体験伝承者（以下、「伝承者」という）
ただし、厚生労働省の被爆体験伝承者等派遣事業（被爆者、被爆体験伝承者、家族・交流証言者、被爆体験記朗読ボランティアの無料派遣）を利用可能な場合は、同事業の利用を優先する。

5 派遣時期

- (1) 大学生等・・・原則、8月、9月、3月
- (2) 伝承者等・・・個別に相談

6 派遣自治体数

5自治体程度

7 申請手続

派遣を希望する会員自治体は、平和事業（出張講座等）への講師派遣申込書（第1号様式）により、対象事業の実施予定日の原則2か月前までに、非核協事務局（以下、「事務局」という）に申請する。

8 決定通知

事務局は、派遣する講師の調整を行い、講師派遣決定通知書（第2号様式）により、会員自治体に通知する。

9 実施報告

会員自治体は、当該事業終了後、すみやかに派遣実施報告書（第3号様式）を事務局に提出する。

10 講師派遣事業実施にあたっての役割分担

- (1) 事務局
 - ア 派遣する講師の手配
 - イ 派遣に係る旅程の調整
- (2) 会員自治体
 - ア 参加者の確保
 - イ 会場の確保
 - ウ 機材（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等）の確保
 - エ 講師との打ち合わせ
 - オ その他必要な業務

11 費用負担等

- (1) 事務局
 - ア 講師派遣
 - イ 宿泊費
 - ウ 日当
 - エ 謝礼金
- (2) 会員自治体
 - 上記10(2)に係る費用

12 その他

1 会員自治体への派遣は、1会計年度あたり原則1回とする。ただし、連続した日程もしくは1日に複数会場に講師を派遣する場合は1回と数えることとする。

～令和4年度実績～

○北海道釧路町へ大学生を派遣しました（R4.11.25）

和やかな雰囲気の中、子どもたちは活発に意見を交わし合い、授業後のアンケートからは、「核や原爆について知ることができてよかった」、「平和について詳しく知ることができ、平和に対する印象が変わった」などの感想が多数寄せられました。



【申込・お問い合わせ】

〒852-8117 長崎市平野町7-8 日本非核宣言自治体協議会事務局（長崎市平和推進課）
TEL:095-844-9923/FAX:095-846-5170/E-Mail:info@nucfreejapan.com